

第四十回 参議院地方行政委員会會議録第十三号

昭和三十七年三月八日(木曜日)

午前十四時三十分開会

委員の異動

本日委員郡祐一君辞任につき、その補欠として堀木鎌三君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 小林 武治君
理事 野上 進君
増原 恵吉君
秋山 長造君
西郷吉之助君
館 哲二君
津島 壽一君
鍋島 直紹君
堀木 鎌三君
松永 忠二君
中尾 辰義君
杉山 昌作君
松平 忠久君
安井 謙君
自治大臣 安井 謙君
警察庁長官 柏村 信雄君
警察庁保安局長 木村 行蔵君
自治省行政局長 佐久間 彌君
自治省財政局長 奥野 誠亮君
事務局側 常任委員会専門員 福永与一郎君

委員

衆議院議員

発議者

国務大臣

自治大臣

政府委員

警察庁長官

警察庁保安局長

木村 行蔵君

自治省行政局長

佐久間 彌君

自治省財政局長

奥野 誠亮君

事務局側

常任委員会専門員

本日開会に付した案件

○銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

○産業と雇用の適正配置に関する法律案(衆議院送付、予備審査)

○公営企業金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十六年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○質屋営業法及び古物営業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(小林武治君) ただいまから委員会を開会いたします。

まず、銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の質疑は前回をもって終局いたしておりますので、これより直ちに討論に入ります。

御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○秋山長造君 私は、社会党を代表いたします。本案に反対の討論をいたしたいと思ひます。

近年、暴力犯罪、特に銃砲刀剣類等を用いての悪質犯罪がますますふえつつある現状に鑑み、今回の改正が、飛び出しナイフその他危険な刃物の規制を一層強化し、銃砲刀剣類の所持許可命令を引き上げるとともに、その譲渡に制限を設けようとしてゐることは、十分首肯し得るところであります。また、来たるべき東京オリンピック大会に備えて、射撃競技用拳銃の所持許可や射撃場の指定に関する規定の整備をはかつてゐることも、

時宜を得た措置と考えるのであります。しかしながら、今回の改正案が、第五條第三項において、銃砲刀剣類の所持許可の人的欠格条件として、本人のみならず、新たに同居の親族の個人的事由まで包含することにしている点、さらに第二十四條の二を新設して、警察官に銃砲刀剣類等に関する調査権及び一時保管の権限を与えようとしていることには疑問を持たざるを得ないのであります。まず、第五條第三項についてであります。従来、銃砲刀剣類の所持許可の人的欠格条件は、本人自身の事由に限られておりましたのが、本項の新設によつて、新たに同居の親族の個人的事由まで含められることになってゐるのであります。これはやがてが配偶者その他の名義を使つて申請するような場合に備へての規定と思はれるのであります。当面、同居の親族とはいへ、いわば他人の人の所持の自由が制限されるという法理論上の難点があることを否定できないと思ひます。さらに本項において用いられる「人の生命若しくは財産又は公共の安全を害するおそれがある者」と「銃砲又は刀剣類を使用し他人の生命若しくは財産又は公共の安全を害するおそれがあると認められる者」という文言は、不許可基準の規定として置きかゝつて不明確で、具体性を欠いており、恣意的裁量が介入しないという保証がないのであります。また、同居の親族かどうかの認定はどういう方

法によるのか。同居人の有無、その状況調査等に藉口して私生活への不当介入が行なわれる危険があるのではない

か。次に、第二十四條の二についてであります。本条は、銃砲刀剣類等による危害を未然に防止するため、警察官に調査権及び一時保管の権限を与えようとするものであります。警察官による調査及び一時保管が往々にして強制的になるおそれ大きく、憲法上の疑義を生ぜざるを得ないのであります。なるほど本条第一項は、調査の対象を銃砲刀剣類等であると疑はれるものと、銃砲刀剣類等が隠されてゐると疑はれるものに限定してあり、しかも、その調査及び第二項の一時保管は、あくまで相手方の行なう「提示」「開示」または「提出」の行為を前提とするもので、警察官が搜索したり、差し押えたりする権限を認めたものではないと説明されております。しかし、本条での銃砲刀剣類等には、新たに刃物の長さが六センチメートル程度の小型の刃物まで含まれるのであります。すなわち、銃砲刀剣類等であると疑はれるものと、それが隠されてゐると疑はれるものとか、いつてみても、現実に疑はれるものというに藉口して、所持品調査のようなことが行なわれる危険はきわめて多いものと言わねばなりません。しかも、提示し、開示し、提出するのは、相手方の任意によるというけれども、現行法の類似規定の解釈運用に照らしてみても、実際の取り締まりに当たっては、強制

の要素が入る余地がきわめて多いのであります。すなわち警職法第二條第一項に「停止させて質問することができ」という規定がありますが、それは任意規定といわれながらも、停止させる行為については、肩に手をかけるとか、腕を引っぱる等、相当程度の実力行使が許されるというのが、有権解釈になつております。以上、本条における「提示させ」「開示させ」「提出させ」の解釈についても、必ずや相当程度の強制、すなわち実力行使が肯定されるであらうことは、あながち邪推、杞憂とはいひ切れないと思ひます。なるほど、この点の批判にこたえて、第三十八通常国会における衆議院地方行政委員会の附帯決議の趣旨を取り入れ、警察官が本条による職務を行なう際には、その身分を示す証明書を提示して身分を明らかにすること。本条に規定する警察官の権限は、危害を予防するため必要な最小の限度において用い、いやくも乱用をわたるようなことがあつてはならない旨の規定が設けられてゐるのであります。われわれもその誠意を認めるにやぶさかではありませんが、刑事訴訟に關係する法律の規定によらない限り、身柄を拘束され、もしくは答弁を強要されることではないとする具体的な保証規定を備へた現行警職法においてさえ、質問のための提示に相当の実力が許されるといたしますならば、かかる抽象的な訓示規定にはたしてどれだけの実効が期待できるだらうか。年頭一步を進めて、本条が断じて強制を許さず、搜索したり、差

し押えたりする権限を認めたものでないことを法文の上でも明定されなかつたことを深く遺憾とするものであります。

以上の理由によりまして、私は、本案に反対をいたすものであります。

○委員長(小林武治君) ただいま委員の異動がありましたので報告いたします。

本日付をもって委員郡祐一君が辞任され、その補欠として堀木謙三君が委員に選任されました。

○委員長(小林武治君) 本案について、他に御意見もなければ、これにて討論は終結したものと認めて御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(小林武治君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。

銃砲刀剣類所持取締法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

「賛成者挙手」

○委員長(小林武治君) 多数でございます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、

諸般の手續等につきましては、先例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(小林武治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(小林武治君) 次に、産業と雇

用の適正配置に関する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。衆議院議員松平忠久君。

○衆議院議員(松平忠久君) ただいま議題となりました産業と雇用の適正配置に関する法律案について、提案の理由と、その概要を御説明申し上げます。

東京にわが国人口の二割以上も集まり、南九州の所得が全国平均の半ばにすぎないということは、異常の事態といわねばなりません。数年前から対策を迫られておりました過大都市と地域格差の問題は、高度成長政策によつてさらに大都市とその周辺に産業、人口が集中し、その生産面、生活面の隘路を開く公共投資は総額の七割近くに達するといふ悪循環を招き、交通地獄に代表される多くの弊害を引き起こしております。一方それ以外の地域における公共施設はますます立ちおくれ、人口は減り、地域格差はいよいよ拡大して参りました。

したがいまして、この際、奇形のような経済不均衡を正すには思い切つた国の措置が必要でありまして、過大都市は「抑制」から進んで「解消」に努め、同時に、全国数カ所に一大工業地域を造成するとともに、全国各地に開発都市の建設を行ない、産業の適正配置と、その地域における雇用の安定をはかること、端的に申しますと、通動できる都道府県内数カ所に工業地帯ができるよう、現実効果のある施策を強力に集中し、経済の均衡ある発展をはかることが、今日最も緊急であり、お互いの努めと存じ、ここに本法律案を提出した次第であります。

今、この法律案の概要を申し上げます。

すと、

第一に、内閣総理大臣は、国土総合開発計画に適合する開発大拠点地区を指定して開発基本計画を作り、国が全額出資する産業設備公団の手で、土地の確保、工場その他の施設の整備、賃貸を行ない、新たに広域経済圏の中核となる地域を作ろうとするものであります。なお、この指定には、その経済圏で労働力の供給がでる雇用が安定するよう配慮することにいたしました。

第二に、内閣総理大臣は、知事の申請により数カ市町村にわたる経済圏開発の中核とすることが出来る開発中拠点地区を指定して開発基本計画を立て、その周辺の労働力によつて大いに産業を開発しようとするものであります。また、著しい変動による産業の不況地域には、その再開発について特別の対策をとらねばならないよう配慮しました。

第三に、知事は、関係市町村長の申請により、農産物、林産物、畜産物または水産物の加工業の開発に適するところを開発小拠点に指定して開発基本計画を作り、その地域の開発と、農山漁村の加工業への進出、所得の増加、就業の増大をはかるようとするものであります。

第四に、右の中拠点地区、小拠点地区の開発には、国と都道府県が出資する開発公社を設立して、その都道府県における産業の開発を総合的に行なわせ、開発に必要な土地の確保、工場その他の施設の整備、賃貸等を行うことにしました。なお、この開発公社は都道府県の一元的な開発機関となるよう考えております。

第五は、既成の大工業都市へさらに産業人口が集中しないよう、大規模な工場の新設や増設を制限する工業制限区域を指定することが出来ることにしました。また進んで過大都市を解消する積極的対策として、工業制限区域内の工場が開発地域に移転するときには、工場の新設、労働者の移転等に特別の措置を講ずることにしました。

第六は、国や地方公共団体は、開発計画を達成するため用地、水道、輸送、教育、厚生その他の施設の整備、就業上必要な教育または職業訓練の施設の整備を急ぎ、許可その他の処分、国有財産の譲渡、貸付に便宜をはかり、工場の建設に必要な資金の確保に努め、国は地方公共団体の行なう事業費の補助や地方債に特別の配慮をするものとしめました。

第七に、電気料金は、製造原価への影響が大きき、その低料金は工場誘致のきめ手の一つでもあります。しかも、今日低開発地域ほど料金は高い傾向にありますので、開発計画に沿う工場の電気料金は、一般よりも低減されるよう特に法律で措置することにしました。

第八は、工場地帯建設のため、最近地方公共団体の負担が加重され、また地方税を減免するため、一般の行政が圧縮されるおそれがあります。この法律は、国が多額の負担で画期的開発をやろうとするものでありますから、特に一項を設け、補助を行なうときは、その行政水準が低下しないよう考慮することにし、地方税の減免は行なわせない方針であります。

最後に、開発に関する重要事項を調査審議するため、総理府に産業雇用適正配置審議会を、また都道府県に産業雇用適正協議会を設けることにいたしました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げます。

○委員長(小林武治君) 本案の質疑は、後日に譲ります。

○委員長(小林武治君) 次に、公営企業金融公庫法等の一部を改正する法律案及び昭和三十六年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案の両案を一括議題として、前回に引き続き質疑を行ないます。両案に質疑のある方は御発言願います。

○秋山長造君 財政局長にお尋ねしますが、この九十八億円の繰り越しの理由というのは、これは時期的に間に合わないということだけなんですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 計画的な配分をいたすためには、どうしても法律改正を要するわけでございまして、法律改正をやつてから配分をするということになりますと、非常におくれましますので、来年度計画的に配分するために繰り越したいというようなことであります。

○秋山長造君 計画的に配分できないというのは、時期的にできないということですか。

○政府委員(奥野誠亮君) そのとおりであります。

○秋山長造君 今までこういう例がありますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 昨年も同じような措置をとらざるを得なかつたわけでありまして。

三十六年度では、土地の購入について二十三億の地方債を許可いたしました。三十七年度におきましても、そういう意味の地方債の許可をいたしたいということを地方団体に言っておるわけでございます。なおまた三十七年度の地方財政計画の編成にあたりましては、税外負担を解消したい、そういうことを打ち出しておるわけでございまして、地方財政計画あるいは地方交付税の配分等において、その精神を明らかにしておるわけでございます。それと、そういうことを今後強く訴えながら地方団体の自覚を求めていきたい、そして國民との間においてどこが事務の責任を負い、どこが経費の負担と責任を負っているかということを明確にしなから財政秩序をはっきりさして

いく努力をして参るつもりでございます。

○秋山長造君 局長のおっしゃるとおりにやられておればいいのですけれども、実際には、今の局長の述べましたように、幾つかの県では、それは県の責任で土地の購入までやっているかもしれせんけれども、まあ私なんかの知り得た範囲では、県が県の責任でやっているところはないですね。ほとんどやはり地元負担というように、もうせつば詰まっています、いやおうなしに地元の方もこれはもう泣き寝入りをするというように形で地元負担をしとし押しつけて、そうして急場を切り抜けるというのをやっている県が多いのじゃないかと思うのです。こう思うのですが、その実情はお認めになりますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 県によつて区々でございまして、今おっしゃったようなことで、市町村なりPTAなりが悩まれている実情もよく承知いたしております。ただ、私がこういう経過をたどっているというのを申し上げたことも事実でございまして、三十六年度におきまして、三分の一くらいの府県でしか、あるいは四分の一くらいにしかありませんでしようか、そういう団体は自分で土地を購入するようになったわけでありまして、同時に、二十三億円の地方債は許可いたしたわけでございます。また、税外負担の解消とか、あるいは財政秩序の確立とかいうのを呼び続けて参つております結果、市町村に転嫁することをしない団体も出てきているわけでありまして、その割合を引き下げる団体も出てきておるわけでありまして、しかし、

依然として苦しみ抜いている市町村を、持った県も相当数ございます。こういう問題につきましては、将来さらに一そう財政秩序がはつきりして参りますように努力していくつもりでおるわけでございます。

○秋山長造君 ただ、将来努力をされることは、もちろんけっこうなんですけれども、新年度の財政計画を見ましても、高校急増対策に百三十三億という数字が出ておりましたが、その他の補助金等を加えて百五十億、その中には土地の購入費というのを含まれているので、三カ年間に百八十万坪要するという数字を聞いております。これに対して、どう手当をするかということ、まだはつきり具体的にはきまっていますか。その新年度の財政計画で、高校急増対策についての土地の購入の点は、どういうふうになっておるのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 三十六年度において公立高等学校の用地のための土地を購入しなければならぬ、その額が文部省の計算では五十九億圓くらいと言っているわけでありまして、その七割程度は土地の購入に許下したいというわけで、土地の購入について、四十億圓別途、地方債を許可いたしております。このことを考えているわけでございます。一月の末に、全府県の総務部長を集めて、新年度の予算に備える打ち合わせをしました際に、そのことも明らかにいたしました。伝えているわけでございます。

○秋山長造君 では、土地の購入費は、起債ということが確定しておるのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 先ほどお話しになりました数字のほかで地方債を考へているわけでございます。先ほどお話しになりました数字のうちには、土地の購入費は入っていない、別途の措置をする、そのほうが負担転嫁を排除するには好都合ではなからうか、こういう気持を自治省としては持っているわけでありまして、

○秋山長造君 その起債額は幾らですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 三十七年度で予定いたしておりますのは、四十億圓でございます。三十六年度においてはすでに許可をいたしましたのは二十億圓でございます。

○秋山長造君 それから、高等学校の問題は、それでもって一応の御説明はつくことになるわけですが、税外負担についての百億の整理をしていくというお考えのようですが、さらに何か税外負担を禁止して、そうして財政秩序を確立していくというために立法をなさるといふことを聞いておるのですけれども、それはどうなっておりますのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 三十五年にも税外負担の整理の問題を取り上げたわけでございます。その際に、地方財政計画に所要の金額を計上し、地方交付税法を改正しまして、基準財政需要額に所要の財源を算入するわけです。第三に、地方税法を改正しまして、府県は、用地の購入については市町村に転嫁してはならない、市町村は、特定の経費については住民に負担を転嫁してはならない、こういうふうな禁止しておるわけでありまして、その禁止規定の範囲をさらに広げていきたい、こう

いう考え方を持っているわけでございます。その一つとして、府県立の高等学校の経費を市町村に住民なりに転嫁することを禁止したい、こういう考え方を今日なおとっているわけでございます。ただ、いろいろ考へて参りますと、どういふ立法の仕方があるのだろうか、そこで実は悩まれているところ、その現状でございます。

○秋山長造君 もうすでに急増対策が、御指摘になりましたように始まっているわけでございます。相当の市町村なりPTAなりは、その負担をさせられておるわけでありまして、また、将来についての約束も、多くのものはしておるわけでございます。そこで、その際、禁止規定をかりに制定いたしましたとしても、もちろん約束したものがほごになる、あるいはまた、そういう結果、すでに一部を寄附した団体は、返せという問題が起こってくる、何かいろいろな混乱が起るのじゃないかというのを心配しているわけでありまして、そうなると、直ちに禁止規定を制定するのがよろしいのか、あるいは自主的な工夫に待つように、そういう雰囲気を一そう強化するといふ、また、国としてもそういう負担転嫁を排除する呼びかけを一そう強めていくとかいう方向で、円滑に転嫁排除を期待していくほうがよろしいか、そういうことについて、非常に苦心しているという実情でございます。何かいい知恵が生まれて、立法措置で、びしやり禁止しても混乱が起らないというよう立法の仕方があるなら、私たちとしてはそれを取り上げたい、しかし、今申し上げますような実情から、なかなか

かいい知恵が出ていないというのが今日の段階でございます。

○秋山長造君 もちろん、これは一方的に、法律で禁止してみたからといって、財政の実情がそれに即応しなければ解決するはずはないので、今のよう、自治省のほうでは、税外負担をやめろやめろと、財政秩序の確立だといふことを、機会あるごとに言っているわけでも、実際には、それに税外負担をかけないで済むだけの財政的な手当というものがなされておらなければ、これは問題にならぬと思うのです。今日の実情は、まさに、その点に現われておると思うのですが、そのために、これは、新年度の交付税法の改正のときに、高校急増対策の問題について、もう少しこまかく究明したいと思つておるのですが、たとえば、この経費についても、知事会あたりで要求しておる金額と、それから当事者、文部省の出している数字、それから自治省の出している数字、これ非常に開きがあるので、知事会の方は、三カ年間で、高校急増対策費として千三百億という数字を出しておりますね。それから文部省のほうは八百八十億という数字を出しております。それから閣議決定の額は五百五十三億だと、こういうように、非常に当事者によつて、出している数字が、これがけた違いな開きがあるので、さういふところにも、やはり自治省が笛吹けども、地方のほうはそれに従わないで、やたらに地元負担だ、税外負担だといふようなもので切り抜けるを得ないという問題が出てきていると思うのですが、政府のほうの五百五十三億という数字が、どういふ根拠で出されたの

か、単価がどういふように見積もられておるかというように、私は問題があるかと思うのですが、それにしても、それぞれの見方はあるでしょうけれども、やはり今の地方の、さつき申しましたような実情からいいますと、やはり交付税の見積もり方にしても、何にしても、自治省の計画が、あまりにも地方の実情、今日の経済情勢、特に、土地なんかのべらぼうな値上がりという点があるのじやないかというふうに考えるのですけれども、その点どうですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 税外負担の整理という点が、笛吹けども踊らずという格好になっておるのじやないかというところでございますが、これについては、私たち若干異議を唱えたいのでございます。少なくとも、都道府県が市町村に転嫁してはいけないという項目を新たに定めて、三十五年度に地方財政法の改正を行なったのであります。税外負担の状況を、昭和三十一年度について調べたことがございまして、さらに、三十五年度についても調べたわけでございます。そうしますと、府県が市町村へ転嫁しておつたものが顕著に減つてきております。これは事実でございます。また、高校生急増対策が出て参りましたので、この関係でどうなるかという問題は、これは別個の問題についてあらうかと思うのでございまして、ただ、今申し上げました点で、三十二年度と三十五年度と比べてみると、三十二年度には、府県が市町村へ転嫁しておりましたのは六十三億円でございまして、三十五年度では、それが二十四億に減つておるわけで

ございます。約四十億円の程度の減少を見ておるわけでございまして。この間、財政規模が非常に大きくなつてゐることを考えますと、かなりこういう点が緩和された、是正された、こういう考え方のものでございまして。しかし將來、なお一そう私たちとしては努力を払つて参りたいと考えております。

第二の高校生急増対策の経費の見積もりについて、知事会側と政府側とに食い違いがあるという御指摘がございました。政府側では自治省、文部省、大蔵省三者合意でその計画を作つたわけでございますので、政府内部には何ら食い違いはないはずでございます。ただ、それを見積もります場合に、構造比率でありますとか、あるいは建築単価でありますとか、そういうものについては、国が予算においてとつております方針を、そのまま踏襲して参つております。国の予算単価が実態から見ると若干低目である、そういう問題があるといふことは、高橋急増対策と私は考えるのでございまして。知事会側が、何か私たちのこの三十七年度の計画に對しまして、二百億前後不足してゐると、こういうような数字を持つてこられたもので、私は、こんな大きな開きを持つてゐることに、非常に疑問を抱いてゐるのでございまして。一体どういふことで知事会がこういう数字を明らかにされたかという点について、非常に不満を持つてゐる一人でございます。それが現実の府県の予算に計上された数字であるのか、あるいは予算が過ぎますまでの過程の数字であるのか、あるいは高校生急増対策だけの経費であるのか、そのほかに老朽校舎の改築の経費は含んで

いるものであるのか、そういうことは一切わからないのであります。また、予算が確定する前の計数の取りまとめのものでありますので、私はその間に若干、今申し上げましたような疑問の点が入つてゐるのじやないかというふうに思つてゐるものであります。いづれにいたしましても、予算がきまつた結果について、十分な調査をしたいと考えてゐるわけでございまして。現に文部省が、そういう趣旨で調査をされてゐるわけでございますので、こういう数字が出て参りました結果について、また、具体の政府の計画について、修正すべき点があれば、私は積極的にそういう努力を払ふべきではないか、こう思つてゐるわけでございまして、問題は高橋急増対策ができることとございまして、数字は今後なお十分検討しながら、そういう方向の解決に努力してゐるわけではございません。

なお、この際申し上げておきたいと思ふのでありますが、政府が考えております総額五百五十四億円の高校生急増対策の経費、三十七年度百五十四億円、これは土地を含んでおりません。そのほかに一般の、たとえば老朽校舎の改築等のような問題は、これに含まれていないわけであります。言いかえれば、従来から高校の建築などについて、決算で見ますと、百億円ぐらいついてゐるやうであります。同時にまた、基準財政需要額にも、校舎とか設備とかいふようなものを、減価償却費の形で算入しておりますものが、やはり百億円ぐらゐるわけであります。これは高校生急増対策の経費を新たに

盛るからといつて、減額はいたしてゐないものであります。その上積みとして、総計五百三十四億円の高校生急増対策の経費を政府としては考えてゐるわけでございまして。この辺が知事会の言われてゐるところと、政府の考えてゐるところとの間に、若干食い違いがあるのじやないかと思つてゐるものであります。こういう点は、今後さらにきまりました地方団体の予算等を検討しながら、どうやって円滑に具体の高校生急増対策がとられていくだろうかという点については、留意をいたして参りたい、かように考えております。

○秋山長造君 地方のほうにも若干問題はあつたかと存じますけれども、ただ、先ほど来申しますように、三十六年度内に、高校生急増対策を相当程度進めなければならぬという地方の実情で、相当やはり経費がかさんでゐるというところは、これは否定できぬと思つてゐる。そういうこともあつたわけですから、国のほうで五百五十三億という計画、そして初年度百五十四億という計画を一応立てておられるわけですから、それを実情を無視して、今後ともそれで押し通していくというところは、私は困ると思つてゐる。で、地方のほうでも、これは十分検討に検討を重ねて、確実に政府に正確な数字を出してもらわなければ困りますけれども、しかし、同時にやはり政府のほうも、一たんきめた数字だから、それにあくまで実情のほうをはめ込んで合せていくんだというところでは私は困ると思つてゐる。地方のほうも地方のほうですけれども、政府のほうでもやっぱり財政計画というものはもう少し余裕を持たして、さらに地方の実

情、特にこの年度がわりなんか相当あなた方がまだ把握しきつておられないような要素が私はたくさん出てくると思つてゐる。そういう点も十分調査をされた上でやっぱり弾力性を持つて対処してもらわなければ困ると思つてゐるがね。

○松永忠二君 ちよつと関連。今のお話ですがね、高等学校の積算の中に、危険校舎の改築とかそういうものを含んでゐるだらうとこういうお話で、そういうものを含んでの数字ではちよつと困るやうなお話もあつた。ところが、現実には高校生急増対策というのは、何も高等学校の急増対策だけやればよいというわけぢやないと思ふ。ふだん行なつてゐるやぱり危険校舎の改築といふのが同時に並行して行なわれなければ非常に支障も出てくるわけなんです。だから、やはり地方の実情からいへば、常時行なつてゐる高校の危険校舎の改築とかそういう問題はやはり続けて行なわなければならぬ。そういう中に、なおかつ高校の急増対策が出てくることによつて財源的に非常な不安が出てくるというところを指摘しておると思つてゐる。事実、私たちの静岡県あたりの高校生急増対策は四十億なんです。計画としてはことし十五億を実施したいというやうなことを考へてゐる。今お話しになつた百五十四億に用地買収の起債の金額が約四十億とそれまで含めて、補助、起債を全部用地まで含めて静岡で約四億二、三千万円程度というところであつて、こういう計算を今県のほうでしてゐるわけでありまして。そうなつてくると、十五億の中で四億ではとても十五億の計画を進めることはできない。もちろんあなた

のおっしゃる通りに、これは都道府県立の学校だから、都道府県が相当責任を負わなければならないのは事実だけれども、少なくともにかく後に責任を負うとしても、起債のワケ等についてはやはりもっと拡大をしてもらわなければならない、財政的に困るということは当然だと私は思うわけです。だから、そういう点については何か急増対策だけ措置すれば従前の措置が少しくらい手が足りなくてもいいのだという考え方はおかしいと思うのです。私は、だから、普通やっている高校の対策に、なお急増対策が出てきているということと、それを含めての地方の対策の中で財政的に非常に急増を告げているというのはこれは事実だと思うのです。だから、そういう点は、やはりお話をのように、もっと事態を把握してもらわないといけないのじゃないかと私思う。なお、文部省がおられないが、進学率等についても三者で協議をされたそうですけれども、事実上あの計画の百二十三万の進学率の六二、三％では進学率が低いじゃないか、やはりもう少し、一般でも言っているように、六五％くらいの進学率は今の経済計画の中から当然出てくる数字だというふうに言われている。しかも百二十三万というのは昭和三十八年から四十年まで、昭和三十三年のまた人員増という問題もあるわけですからね。こまかい数字は私たち今用意しておりませんけれども、そういう点でやはり秋山委員も言ったように相当強い要望が出てきていること、事実それはあなたとおっしゃっている金額が相当問題だということ、お話をけれども、その言い方の中には私たちは首肯できない点があると思

う。通常行なっている高校の対策というものにあわせてそれが加わっているところ、大きな問題点をもう少し考えてもらっていいのじゃないか、こういうようにわれわれは考えているんですかね。

○政府委員(奥野誠亮君) 政府の計画も弾力性を持って当たっていくべきだというお話、全く私たちはそういう方面については同感でございます。先ほどもちょっと申し上げましたように、問題は高校生急増対策を円滑に遂行していくということでございますので、それに計画自身が合致していない場合には計画を直すべきだ。間違った計画をしゃにむに押しつけていくというようなことは、当然とるべきでないことだと、こう思っております。したがって、今後ともなお先ほど申し上げましたように、事態を検討し続けていきたい、こう思っております。

なお私たちは全体計画を明らかにしていきたい、こう思っているわけでございます。府県ごとでその進め方には若干食い違いがございます。したがって、年次割りを作った場合に、三十七年度に大部分を仕上げてしまうという場合には、その総額は、政府の考えている百五十億圓と、地方団体の考えている金額全体を合わせた場合との間には食い違いが起ころうというところもあり得るのじゃないか、こう思います。現にまた、いっぴくがくるかというところについては、全国的には三十八年などでございますけれども、県によりましては早かったりおそかったり、若干食い違いがあるようにございます。ことに、松永さんがちよ

と私の説明を誤解されているのじゃないかと、こう思うのでありますが、私は危険校舎を含めて悪いと言っているのじゃないのであります。国の急増対策を非難するための別個の数字を持ち出してきて、違つた基礎で非難されることは困るじゃないか。政府の急増対策には老朽校舎の政策は入っていないのだ、府県側の数字の中にはそれを入れている、食い違つた線で議論をされては困る、こういう意味でございます。従来から、先ほど申し上げましたように、百億圓ぐらゐは地方団体が使っているわけでありまして、また、基準財政需要額にも百億圓ぐらゐのものは算入しているわけでありまして、これは、このままにしているのだ。三十七年度もそれは続けていくわけでありまして、その財源はしていくわけでありまして、別途プラスする部分として三十七年度百五十億圓を掲げておるわけでございます。総体計画としては五百五十億圓のものを考えているわけでありまして、同じベースで比較をいたしませんと比較にならないわけでございます。年次割りの点にあるか、あるいはまた、危険校舎がこれに含まれているという問題のところから発生しているのか、あるいはまた、確定予算じやなしに一つの予算折衝の過程の数字が上

がってきているからそういう食い違いが出てきているのか、そういうことをさらにきわめていきたい、そうして善処したい、こういうことを申し上げたわけでございます。

なお、進学率のことにもお触れになったわけでありまして、進学率が六二、三％では足りない、こういう趣旨の

御発言だったように思うのであります。全国的に見ました場合には三十八年の中学の卒業生が一番多いわけでありまして、このときが二百五十万人であります。だんだんこれが減っていくわけでありまして、将来これが百五十万人を割るわけでありまして、六割以下になるわけでありまして、したがって、かりに六〇％の進学率を維持できるだけの校舎がととのつたとしますと、逆に卒業生が六割に減つてしまふと、一〇〇％の進学率を維持できるだけの校舎ができ上がった、こういうことにもなるわけでありまして、もちろんピーク時については少し詰めを考えていくわけでございますし、また、将来は校舎の内容をよくするとかいろいろな問題がございますので、ピーク時における六〇％の進学率を維持できる校舎というものがそのまま持つと持ちこたえていく性格のものではない、こう考えているわけでございますけれども、ピーク時に六〇％を考えていることは六二、三％の進学率を目途にした計画にしかならないのだというような意味でありまして、これはそうではなくて、中学卒業生があと急速にだんだん減っていくのが実態であるということを私はつけ加えさせていただきたい、かように思うわけでございます。

○松永忠二君 ちよつと私はあなたの説明には納得できないんですがね。違つた質のものを出してきて話をするのはおかしいという話だけれども、地方財政が受ける圧力というものは同性的なものだと思ふんですよ。危険校舎の政策というふうなもの、日常普通のときに急増でない対策としても行なつ

ている高等学校の対策と、たまたまここに急増が出てきたために伴う一つの財政的な負担というものは、なにも質の違つた、受ける市町村の財政的な負担には質的に違いはないわけですから、私たちは、かりにこういう合わせた金額を出してきりそうして高校の急増に對して特別な法律をこえて財政的な補助をすべきだということ、これは、理屈は通つてくると思うのです。私は何も高校の急増は別個のものだから、別個の数字を出して別個のものとしてそれを主張する、という、そういうよりはむしろ筋合ひとしては、平常行なわれている高校の対策と同時に並行的に、このある期間、一定の期間だけ急増のために伴う財政負担がある、これを相対的にどうするかという問題が地方の問題だと思ふのです。ただ費用はこつちが平常のことであり、こつちは急増のことだから別個のものだといふ、その考え方だから、したがって、高校急増の数字が小さくなればその法律的な措置は不十分でもないんだというふうな考え方がよく困ると私は思うのです。

それからもう一つの、あとの進学率のお話が出てきているわけですが、私も、私はこの進学率というものはもつとやはり向上すると思ふのです。もちろん中学校の生徒数というものについては、これは減少があることは事実だと思ふのです。減少はあるけれども、その減少していく生徒の数が、今の六〇％、六二、三％というものがいつまでも現状で維持されてるわけじゃないと思ふのです。だからあなたの説明だと、生徒は今後ピークをこえれば減るじゃないか。それでふえてるときに六〇何％のものがあれば、今度は減つ

対策を立てさせたい、こういう気持ちで
おるわけでございます。また、企業に
よりましては一般会計から相当の額を
出資していくことが妥当だと考えてお
るわけでございます。そういう意味
の地方公営企業法の改正を昨年お願い
いたしましたわけでございます。さしたつ
て病院事業などについては、ある程度
一般会計から建築費などについては持
ち出していくことが妥当ではないだろ
うかというような考え方も持つておる
わけでございます。そういう趣旨の
指導もいたしたわけでございます。今
後お話のような点につきましては、一
そう私たちとしても研究を続けていき
たいと思っております。

○秋山長造君 収益の二〇％をこえる
赤字を出している事業というのはどの
くらいありますか。何割くらいありま
すか。

○政府委員(奥野誠亮君) 今ちょっと
件数を覚えていないわけですが、それ
も、全額で申しまして、そういう団体
の赤字額が九億円、交通事業と病院事
業だけで九億円程度であったというふ
うに記憶いたしております。

○秋山長造君 それに対する対策とし
て再建計画を立てさせて、そうして起
債その他で、融資のあつせんその他で
何とか立て直していきけるという大體見
通しなんでしょうか。

○政府委員(奥野誠亮君) 立て直しへの
努力を求め、また、今申し上げますよ
うな援助もしたい、こう考えておりま
す。ただし、先ほど申し上げたように
触れましたように、ものによっては料
金改定の措置をとらざるを得ないもの
もあるのじゃないか、こう思つて
おると、こういうことでございます。

○秋山長造君 私はこの公営企業につ
いても、まあ何でもかでも国を当てに
するということ、これはいけません
けれども、しかし、その重要性を考え
た場合、やはり国のほうとしてもある
程度資金的なめんどうは見るとある
前が必要じゃないかと思うのです。建
設整備法なんかのような、公営企業の再
建整備法というような立法でもやるか
何かして、とにかく国のほうでもう少
うを見ていく。特に設備費ですね、い
ろいろな設備費なんかのような基礎的
な経費については、やはり建前はこれ
はもう地方の責任においてやるという
ことになるのでしようけれども、国の
ほうが全然知らぬ顔ということでは
かぬのじゃないかと思うのです。やは
り国のほうが相当めんどうを見ていく
という面がないと、ただ場当たりで
もって料金を上げるとか、あるいは赤
字が出たから融資のあつせんを受け
ちよつとつじつまを合わせるといふ
ようなことでは、やはり同じことがま
繰り返されていくのじゃないか、抜本
的な解決にはならぬじゃないかとい
うような感じを持つのですけれども、い
かがですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 国としても
公営企業が円滑に遂行されますように
いろいろな面で援助していかなければ
ならないと思つて、従来自治省が特
に力を入れて参りましたのは、公営企
業の経営面あるいは運営面でございま
して、地方公営企業法を制定いたしま
して、人事とかあるいは会計とかとい
うようなものについて、一般の行政と
は違った制度を取り入れるようにいた

したわけでございます。さらに融資面
でございまして、公営企業金融公庫を
設立いたしましたのも、そういう趣旨
に出ておるわけでございます。また、
地方再建計画の上におきましても、一
般会計の地方債はこれを押えながら、
公益企業面におきましては毎年相当な
大きさで増額をはかつて参つてきてお
るわけでございます。今後もそういう
努力をして参りたいと思つております。

ただ、問題になりましたのは、す
でに赤字に陥つてしまつたそういう公
営企業をどうするか、こういう問題で
ございまして、そういう意味で財政再建
の特別立法でもすべきではなからうか
という意味のお話が今あつたわけでご
ざいます。私たちが実はそういう点に
ついていろいろ苦慮いたしたわけでご
ざいまして、当初は立法もしてみたい
と、こういう考えを持ったわけでご
ざいました。いろいろ考えて参ります
と、私たちが、再建整備の手段を直
ちに料金改訂に求めるつもりはござい
ませんけれども、先ほど申し上げまし
たような公営企業もあるわけございま
すので、料金改訂の手段を取らざる
限り赤字問題をどうにもできないとい
う公営企業が現実にあるわけございま
す。そういう場合のそういう団体の料
金について改定を認めることができる
かどうかどうだろうか、たいへんむず
かしい経済情勢になつて参つてきてお
りますので、料金改定についてもある
程度弾力的な施策を同としてとらざる
を得ないのじゃないだろうか、こう思
うのでございまして、そうなつて参り
ますと、再建整備法は作るわ、料金改
定は認めるわけにはいかないわ、いつ
までも赤字から脱却できないわといふよ

うなこともあり得るわけございま
す。そうしますと、そういう団体につ
いてはある程度の期間を融資のあつせ
んでつないでいかざるを得ない。こ
ういう事態も考えられますので、そ
ういふ面でも弾力的な指導、援助の措
置がとられるように、さしたつては融
資のあつせんというように、事実上
再建計画を立ててもらい、そういう面
の指導をし、政府資金のあつせんを
することによつて企業努力も期待して
いこう。こういうようなことを考える
に至つたわけでございます。御指摘の
ような点につきましては、将来とも一
そう研究を続けていきたい、こうい
うものでおるわけでございます。

○秋山長造君 それからもう一つは、
最近各地で地域開発計画がずいぶん
進んでいるわけですね。そこで土地の
造成をやつたり、あるいは工業用水道
の建設をやつたりというふうなこ
とで、公社だとか公団だとかいうふう
なものがずいぶんできてつあるわけ
です。こういうものと、それから従来
の公営企業というものの関係といま
すか、そういうものはどういふよう
に考えておられますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 私たちは、
地方団体の本来の任務に属するよう
なものについては、地方団体の直接の責
任としてやつてもらいたい。こういう
ように思つておるわけでございます。
民間の事業においても、そういうこと
が広く行なわれている。また、そう
いふような仕事を地方団体の仕事とし
てやつていくことが、地方団体のい
ろんな目的を達成するに容易だろ
うな場合、必ずしもそれを自分の仕事
としてやつていくよりは、公社組織で

やつていったほうがいろいろな面
で都合がいい。たとえば人を得る場合
にも、むずかしい人事行政から離
れて、特殊な技能を持つておる人
を特別な待遇で、それを随時雇
用していただくことができるか、あ
るいはまた、一々議会の議決を
経なければならぬというふうなこ
とに、機会を見つて適時適切に措
置をやつていくというふうなものを
かかえていくというふうな場合
には、私は公社組織をもつて
やつていくという地方団体の実態
もよくわかり得るような気がいた
す。そういうことで公社、公団が
いかに持つていないわけございま
す。問題は地方団体の本来の仕事
をあえて公社、公団組織をとつて
あるいは地方債の許可がうるさい
からそれをくぐつてしまふのだと
か、あるいはまた、不必要な人事面
を緩和したいのだとかいうふうな
こと、こういう気持ちでおるわけ
でございます。

○秋山長造君 それからこの統計数字
を見ますと、公営企業の事業数とい
うものがずいぶんふえておるのだ
と。事業はふえておるけれども事業
の種類というものは、大體地方公
営企業の定石がきまつてしまつて、
ちよつとも種類としてはふえてい
ないわけですね。この事業がふえて
いくのはいないんです。この種類
がふえていくのはいないんです。こ
ういふ点はどうなんですか。自治
省としては、新しい公営企業の種
類をふやしていき、新しい公営企
業のふやきがあるのですか、どう
ですか。

○政府委員(奥野誠亮君) いろいろ
分野にわたつて地方団体が活動し

くことは、それによって住民の福祉が増進されて参ります限り好ましいことだと思つてございます。しかしながら、それより以上に、たとえばいまだに水道の給水戸数が五〇％にしかなっていないとか、あるいはガスの使える地区というものが限られていてとかいうようなことは、是正すべきだと思つてあります。住民の生活の利便にする、それを通じて福祉の増進をはかつていく、そういうことのでき得ない地域は、地方団体が積極的に水道事業なり、ガス事業なりを取り上げて、住民の生活を豊かにする努力をする、これが非常に大切なことじゃないか、こう私は思つてございます。最近事業数がふえて参つてきておりますが、水道事業、ガス事業、こういうようなものが多いわけではございませぬ。範囲の広がつていきますことは、これも望ましいわけではございませぬけれども、より以上に今申し上げますように住民の生活が豊かになる、限られた地域だけじゃなしに、日本の全域にわたつてそういう傾向が強まってくることを、私たちとしては期待をしているわけではございませぬ。

○委員長(小林武治君) 両案についての質疑は、これにて終局したものと認めて御異議ありませんか。

○委員長(小林武治君) 御異議ないと認めまして、さよう決定いたしました。速記をとめて。

○委員長(小林武治君) 速記を始め

○委員長(小林武治君) 次に、質屋営業法及び古物営業法の一部を改正する法律案を議題として質疑を行ないます。

○増原恵吉君 若干説明をしてもいい点があるんです。質屋及び古物商の数は現在どれくらいであるか。それでその最近の増減の状況ですね、はつきりした数でなくてもいいんですが、増減の状況と、そして質屋、古物商に対する行政処分、それから司法処分の状況を大ざっぱな状況でいいんです。そういうものをまず聞かしていただきたい。

○政府委員(木村行蔵君) お答えいたします。お手元に差し上げてございませぬ資料で、白表紙の三十七年二月の日付で本法律案に関する資料、国家公安委員会の資料、その点お手元にあるまじやうです。訂正いたします。それで内容を申し上げますと、最近の統計によりますと、質屋は約二万軒でございませぬ。それから古物は市場主をいれまして約十七万でございませぬ。そのほかに古物が行商、露店を兼ねておりますのが七万七千くらいでございませぬ。そのほかというものは正確でありませぬが、古物商の中に内数として入っております。十七万の中に入っております。

それから増減の状況を申し上げますと、昭和二十五年が質屋が約一万九千、それが二十六年が一万七千六百くらいになってございまして、その数が約二千軒ばかり減つております。それから二十七年が一万七千四百軒ばかりであります。これも前年二十七年に比較しまして、約二百軒質屋は減つております。それから二十八年一万八千軒ばかりであります。これは約七百軒ふえております。それから二十九年は約一万九千軒でございまして、これは約一千軒ばかり前年に比較してふえております。それから……。

○増原恵吉君 毎年じゃなくてもいいんです。

○政府委員(木村行蔵君) それではこの最近のものを申し上げますと、三十三年は二万一千軒でございまして、これは前年に比較して四百軒ふえております。それから三十四年は二万一千軒でございまして、大体、前年度に比較して、ほとんど同じでありますけれども、若干、三百ばかり減つております。それから先ほど申し上げました三十五年は二万六千軒ばかりであります。それから約六百軒ばかり減つております。質屋は、ここの一兩年数百軒ぐらい減つております。

それから古物のほうは、市場主を含めまして三十三年が十六万七千軒ばかりであります。三十四年は十六万八千軒ばかりであります。これは約七百軒ふえております。それから三十五年は、先ほど申し上げましたように、十七万軒であります。約二千軒ばかりふえております。

露天商のほうは、先ほど申し上げた三十五年に對しまして、三十四年が七万八千軒ばかりであります。やはり露天商のほうは、三十五年が三十四年に比較しまして、七百軒ばかり減つております。それから三十三年は八万軒ぐらいいございませぬ。これも三十四年が二千軒ばかり減つてございまして、古物商を除きまして、大勢を申し上げますと、質屋、行商、露天も減つておりますが、最近そういう状況でございませぬ。

それから行政処分の関係であります。行政処分のおもな内容は帳簿の記載義務違反とか、確認義務違反とかいうのがおもなものでございませぬが、その件数を申し上げますと、許可の取り消しをいたしましたのが百十三件でございませぬ。これは昭和三十三年の統計でございませぬ。それから営業の停止をいたしましたのが二百二十七件であります。これも三十三年の統計でございませぬ。それから司法処分は、やはり無許可営業とか確認義務の違反で司法処分されたのが多うございませぬが、これは、送致いたしました件数が八百九件、三十五年の統計でございませぬ。それで、送致いたしました人員が八百五人でございませぬ。

以上、申し上げたとおりでございませぬ。

○増原恵吉君 質屋は、今民営と公益とでやつており、将来もやはり両建ていくことがいいということであろうと思つておりますが、現状における公益質屋と民営質屋との利用の実態、その主要な違いはどういうことでしょうか。内容、実績の違いと利用の実態。

○政府委員(木村行蔵君) 現状の利用の状況を申し上げますと、これは全国の調査の結果が出ております。それによりますと、三十四年でございまして、若干古うございませぬけれども、三十四年の都内の質屋の軒数が約二千軒、公益質屋が六十四軒でございませぬ。この両者の貸し出し状況を申し上げますと、民営の質屋のほうは、昭和三十三年の十二月末現在で貸し出し残額が約二十九億円程度であります。それ

れから公益質屋は、一億六千万でございませぬ。両方合せて約三十億というものが、民営及び公益質屋の利用状況であります。で、年に大体三回回転するというのが一般の常識でありますので年総額にいたしまして、東京都内では、両種類の質屋利用額は、約九十億円というふうに見られます。

それから公益質屋と民営質屋との相違でございませぬが、第一点は、経営主体につきまして申し上げますと、民営質屋は、御案内のとおり、法で定められておりますが、公益質屋にいたしましては、公益質屋は、公益質屋法によりまして、市町村または社会福祉法人でなければ経営できない、こういう経営主体の差がございませぬ。

それから許可権者は、民営質屋は都道府県公安委員会が許可いたしますことになつてございませぬし、それから社会福祉法人が、公益質屋を経営いたします場合は、都道府県知事の許可を受けることになつております。市町村は自由にこれは許可ができるわけではございませぬ。

それから国庫補助の関係であります。質屋営業に對しましては、民営質屋に對しては国庫補助はございませぬが、公益質屋に對しては、設備に要する経費の二分の一以内の国庫補助がございませぬ。

それから貸付金額の制限に關しましては、民営質屋営業につきまして、金額について制限がございませぬ。公益質屋につきましては制限がございませぬ。一口二万円、それから一世帯五万円、こういうふうになつております。それから利率の差がございまして、質屋営業の貸付利率は、百円につき一

日三十銭まででございます。公益質屋のほうは、原則として利率につきまして百分の一・二五、すなわち月利一分二厘五毛をこえることができない、こういうふうになっております。

それから流質期限につきましては、質屋は三月以上の契約でなければならぬ。公益質屋につきましては四月以上、こういうふうな相違がございます。

○増原恵吉君　そうすると、実際の扱いとしては、やはり公益質屋のほうが、小口のものが多いということに実績としてはなっておりますか、大体のあれでいくと。

○政府委員(木村行蔵君)　概略申し上げますと、やはり公益質屋のほうが小口が多うございます。

○増原恵吉君　質屋、古物商のように、何となく、一般庶民の生活に密接な関係を持つている公益的な企業で違法行為があった場合の罰則というのが、現在のようにならないうか。

この点について研究されましたか。たとえば無許可営業とか名義貸しとかいうようなものであっても、最高三年以下の懲役、十万円以下の罰金というふうなことになるが、こういう点について改正をする必要があるかないか、その点についての研究をされましたか。

○政府委員(木村行蔵君)　この点につきましては研究いたしました。大体他の法令の罰則とのバランスを考えまして、いろいろ検討いたしました結果、この質屋営業の営業方法を公正に正しく運営するために、まあ現行の質屋営業法の罰則の限度で十分であるという結論でありまして、現在これを改正す

る必要は認められないと思います。

○増原恵吉君　それじゃ、次のあれに入りまして、今度は第一条関係で、第一条に関連をして、第二十二條から有価証券を除外をしたということが重要な改正の一つになっておりますが、有価証券を除外することによって、被害者の保護という点についてどういうふうにお考えになるか。説明によりますと、その点について心配はないというふうになっておるようでありまして、有価証券の流通性の実態に着眼をしたということが改正の主体であろうと思うのです。被害者の保護に欠けることはありませんか。

○政府委員(木村行蔵君)　ただいまお述べのとおり、有価証券の高度の流通性というものに着目いたしまして、今回除外いたしましたわけでありまして、それと同時に、現在質屋に有価証券を預け入れる、質物として預け入れるという実例が非常に少うございまして、その有価証券の關係で問題があったというところはございませんし、また、有価証券の本質からいまして、商法の適用を受けまして、また小切手法の準用もいたされまして、即時取得という關係からいまして、やはり金銭に準ずる扱いを受けておりますので、本来の姿に返していくということが正しいと思ひまして、今回除外したわけでありまして、その観点で被害者の、一般に比較して特に不利だというふうには考えられないと思ひます。

○増原恵吉君　次に、改正の一つの点であります質屋の許可証の更新制度をやめたということは、質屋というものの営業が何となく、継続的なものである、安定したものであるということ

とは私はいいことだと思うのですが、何といつても質屋は犯罪捜査上、あるいは防犯上、他の営業とはちよつと変わったところがあるように思ふのです。防犯上の点では支障はありませんか。

○政府委員(木村行蔵君)　ただいまお述べになりましたように、比較的変動が、営業内容、営業の実態から申しまして激しくありませんし、それから設備などの關係からいたしまして、質屋が転々として住居を遷るといふこともありませんし、それに現行質屋営業法の中に、立ち入り検査、質問というような監督権もございまして、十分平素からの立ち入り検査という観点から把握ができますので、防犯上支障はないと存じます。

○増原恵吉君　現在立ち入り検査というが、調査というが、そういうもののは、実情としてはどういう程度にやっておりますか。

○政府委員(木村行蔵君)　どの程度、どの回数というふうな、具体的に申し上げるほどの数字はございませんが、そのとき、必要に応じて各都道府県公安委員会の管理のもとに各警察署で立ち入り検査をいたしております。年一回といひますか、あるいは地方によって若干違ひますけれども、年数回やっておりますようなところもあるようでございます。

○増原恵吉君　次の改正点は、流質期限を短縮することであるが、営業業者である場合に限るとあつて、この営業者というものの説明を少ししていただいたらいと思ひますが、なぜ営業者に限つたのか。説明によりますと、むしろ流質期限を短縮したほう

が、質屋主の利便が多いという意見で改正がされておりますが、不利な点はないか、質屋主をなぜ営業者に限つたのか、営業者とはどのような内容のものであるか、同業者である質屋、古物商も営業者に入るのか、そういう点について御説明をお願いいたします。

○政府委員(木村行蔵君)　営業者と申しますのは、法律の定義からいまして、営利の目的をもって同種の行為を反覆継続して行なう者をいひまして、ただいま御質問の古物商あるいは質屋も当然含まれます。具体的にいひますと、電気器具商が電気器具を質に入れるという場合でございます。この關係で、特に質屋主主主に不利な点はないかというお尋ねであります。この点不利な点はないと思ひます。

と申しますのは、こういう業者は、経済的地位におきまして、一般の貧乏の學生が質に入れる場合と違ひまして、質屋と同等の地位あるはそれ以上の経済的地位がありまして、この点で非常に不利であるということも言えませんが、それからこれは業界からの要望にも理由としてあげておりますように、かさばり物件、あるいは変質しやすい物件というものが最近相当流質いたすわけで、こういうものは相当設備を要しますし、それから早く処置をしないと価格が変動するといふような關係もありまして、流質期限が数カ月といふような長いことになりまして、かえつて質屋から敬遠されるということ、質屋に置く場合に、なかなか不利な立場に置かれるということもありまして、それから長期でありますと、当然貸付金も低くなりますので、比較

的こういう業者は短期にたくさん金を

を入用だといふ場合も相当あるようでございます。そういう意味合いから、むしろこれは質屋主のためにもなる規定でありまして、もちろんこれは質屋と質屋主両者の協議でやりますが、その協議の場合に、対等の地位で十分に妥協な結論が出るのではないかと思ひます。

○増原恵吉君　次に、第十八條關係の改正ですが、現行の十八條第二項と、改正案との違ひをもう少し説明をしていただきたいと思ふのですが、特に命令で定める方法によつて確認云々と改正案にあるのですが、この確認のための方法として、現在どういふふうなことを考えられておるか。従来の案では、そういうことがはつきりしなかつたからといふようなことが改正の理由になつておりますが、現法と改正案との相違の説明と、政令で定める方法といふものは、どういふことを考えておられるかを説明してもらいたいと思ひます。

○政府委員(木村行蔵君)　現行第十八條の第二項によりまして、質物の受け取りにつきまして「正当な権限を有することを証するに足りる資料を呈示した者以外の者に質物を返還してはならない」、こういうふうになつております。正当な受取権者であるといふことを証明する十分な資料を呈示した者でなければ返してはならない、こういうふうにして、この返還に關しての規定はこの規定だけあります。ところが、その返還にあつて確認する方法、具体的にどの程度の確認をした場合にそれが正当な受取権者であるといふことを十分に認定したといふことで、これを免れるかといふような、いわゆる確

れども、この譲渡担保形式の金融行為といひますのは、やはり質屋の行為と、経済的な社会的な生まれた基盤といひますか、必要性がだいぶ違うと思ふのであります。そういう社会的な理由も経済的な理由もございしますので、今回はこれにつきましましては入れない。また、利子の点でございしますが、この利子の点についての要望がございしましたが、これにつきましても実は二十九年に法の改正をいたしまして、相当質屋営業者にとつては有利な利子計算方法その他改正いたしておりますので、今回質屋営業者の業界からの請願どおりにはやる必要はないということ、これも折衝いたしまして御了解をいただいたのであります。

それから古物のほうにおきましては、そのほかに無償回復請求権の問題も質屋と同様熱望がありましてけれども、ただいま申し上げたようないきさつで了解いたしております。

それ以外に古物業界からの独自の要望といひまして、全国的なこの古物業界の防犯組織を、法的な根拠を持ったものを作つてもらいたい。そういう法的根拠を持てるような改正をしてもらいたい。こういう請願が質屋と異なつて出ております。これにつきましましては、いろいろ研究いたしましたけれども、古物商というものは千差万別でありまして、非常に実体の把握がむずかしいのと、また、これを組合として全国的なものを結成するということも、なかなか機が熟していないようでありまして、そういう意味合いもありまして、今直ちに現段階において法的根拠を持ったこういうような措置をとる必要はなからうということで、古物業界

とも折衝いたしまして御了解いただいているような状態であります。

○委員長(小林武治君) 本案に対する質疑は、本日はこの程度といたします。

次回は、三月十三日午前十時開会とし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十五分散会

第二部

地方行政委員会會議錄第十三号 昭和三十七年三月八日【参議院】

昭和三十一年三月十四日印刷

昭和三十一年三月十五日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局